

川崎市市民葬儀実施要領

(目的)

第1条 川崎市葬祭条例（昭和27年9月22日条例第33号。以下「条例」という。）及び川崎市葬祭条例施行規則（昭和27年9月22日規則第28号。以下「規則」という。）の規定に基づき、市民福祉の見地から、市民が適正かつ低廉な料金で利用できる市民葬儀を実施することにより、市民の経費負担の軽減を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 市民葬儀は、葬祭について葬祭業者がこの要領により取り扱う業務とする。

2 市民葬儀の取扱業者は、この趣旨に賛同し、市の指定を受けた者とする。

3 市民葬儀は、川崎市民に限り、利用できる。死亡者が川崎市民である場合は、川崎市民ではない施主も、これを利用できる。その他、市長が特別の理由があると認めた者は、これを利用できるものとする。

(葬祭の料金及び内容)

第3条 葬祭の料金及び内容は、別表のとおりとする。

(業者の指定)

第4条 市民葬儀取扱業者の指定は、川崎市市民葬儀運営協議会（以下「運営協議会」という。）による審議を経て市長が行う。

2 運営協議会の事務は、健康福祉局保健医療政策部保健医療政策課において処理する。

3 第1項の指定を受けようとする業者は、所定の手続きを経て、指定申請書その他必要書類を運営協議会に提出するものとする。

4 指定申請に必要とする書類は、以下のとおりとする。

(1) 市民葬儀取扱業者指定申請書（様式1-1）

(2) 営業の概要（様式2）

(3) 法令遵守（コンプライアンス）に関する誓約書（様式3）

(4) 指定業者として市民葬儀を実施することを確認するための関係書類

5 申請に係る書類の提出後に、事務局は申請内容について、現地を訪問する等して確認する。

6 運営協議会による審議は、原則として年1回行うこととする。ただし、必要に応じて書類による審議を行うことができる。

7 運営協議会の審議の結果は、結果通知書（様式4）により申請者宛て通知する。審議に基づき指定されなかった業者については、その理由等を付して通知することとする。書類による審議を行った場合は、各委員にも文書にて結果を通知する。

8 指定業者は、営業所に結果通知書を掲示することとする。

9 指定後に、住所の変更があった指定業者は川崎市市民葬儀取扱指定店住所変更届（様式5）を届出事項に変更があった指定業者は川崎市市民葬儀取扱指定店届出事項変更届

(様式6)を速やかに運営協議会に提出する。

10 指定は、5年毎に更新を受けなければ、その期間の経過をもって、それらの効力を失う。指定の更新を受けようとする業者は、有効期間満了の6月前から更新申請を行うこととする。更新手続きに際しては、指定更新申請書その他必要書類を運営協議会に提出するものとする。

11 指定更新申請に必要とする書類は、以下のとおりとする。

(1) 市民葬儀取扱業者指定更新申請書(様式1-2)

(2) 営業の概要(様式2)

(3) 法令遵守(コンプライアンス)に関する誓約書(様式3)

(4) 指定業者として市民葬儀を実施することを確認するための関係書類

(指定業者の登録要件)

第4条の2 指定業者は、次の各号に規定する要件をすべて満たしていなければならない。

(1) 川崎市内に独立した葬儀店舗を有していること

(2) 前号の店舗で開業後、5年以上の営業実績があること。また、当該店舗で葬儀に関する相談に応じることができること

(3) 市民葬儀の取り扱いに必要な祭壇を所有していること

(4) 市民葬儀の取り扱いに必要な遺体搬送対応が可能であること

(5) 市民葬儀の取り扱いに必要な遺体保管設備の提供体制を確保していること

(6) 指定業者が主体となって葬儀サービスを提供するとともに、責任をもって葬儀に立ち会うことができること

(7) 貨物自動車運送事業法等関係法令を遵守すること

(実施の方法)

第5条 市は、市民葬儀葬祭券(以下「葬祭券」という。)(様式7)をホームページ及び「市民葬儀のご案内」に掲示するものとする。

2 葬祭券は、指定業者以外の者は取り扱うことができない。

3 利用者は、葬祭券を指定業者に提出し、葬祭の申込みを行い、所定の料金を支払うものとする。

4 指定業者は、葬祭の申込みを受けたときは懇切丁寧かつ迅速に取り扱わなければならない。

5 指定業者は、利用者が別表に定める規格Aを希望する場合には、提供する祭壇について、ホームページやパンフレット等を用いて事前に利用者に内容を提示し、確認しなければならない。

6 指定業者は、利用者から別表に定める市民葬儀の規格料金の内訳を求められた場合には、利用者に料金の内訳を提示の上、説明しなければならない。

7 指定業者は、市民葬儀の規格以外に追加の費用が発生する場合には、事前に利用者に内容と料金を提示の上、説明しなければならない。

8 指定業者は、取り扱った当月分の市民葬儀を市民葬儀利用報告書（様式 8）に記載し、翌月 10 日までに提出しなければならない。

（指定の取り消し）

第 6 条 市長は、指定を受けた者が次の各号に該当するときは、運営協議会の審議を経た上で、取り消す理由等を付した川崎市市民葬儀取扱指定業者取消通知書（様式 9）による通知をもって、指定を取り消すことができる。

（1）この要領に定める事項に欠けたとき、又は違反したとき

（2）申請における不実又は川崎市暴力団排除条例に抵触することが判明したとき

（3）市民葬儀の取り扱いについて、種別及び価格に違反し又は葬家に対して不当に金品等を要求したとき

（4）市民葬儀の取り扱いに必要な祭壇を使用させることができないとき

（5）市民葬儀の申込みを正当な理由なく拒んだとき

（6）店舗所在地において、葬祭業を営んでいることの実態がないことが判明したとき

（7）本市施設の利用にあたり、本市からの指示、命令等に従わず、本市施設の業務運営に支障を与えたとき

（8）貨物自動車運送事業法等関係法令違反その他の法令違反により処罰されたとき

（9）公序良俗に反する行為等、指定を受けた者としてふさわしくない事実が判明したとき

2 前項の規定により指定が取り消された者は、川崎市市民葬儀取扱指定業者取消通知書を受領した日の翌日から起算して 3 月以内に、書面により取り消しを不服とする弁明をすることができる。

3 前項の弁明がなされたときは、運営協議会はあらためて取り消しの適否について審議することとし、審議の結果については、第 4 条第 7 項の規定に基づき通知する。この場合、再度の弁明はこれを認めない。

4 第 1 項の規定にかかわらず、指定を受けた者は、市民葬儀を継続する意思がないときは、川崎市市民葬儀取扱指定店取下げ届出（様式 10）により指定業者の取り下げをすることができる。この場合における指定の取り消し手続きについては、前項の規定に関わらず、届出を受理したときにその効力が発生する。

5 指定の取り消しを受けた者は、取り消し後 5 年を経過するまでは指定の申請をすることができない。

（趣旨の普及）

第 7 条 市は、ホームページその他の広報により市民葬儀の趣旨の普及徹底に努めるものとする。

附 則

この改正要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この改正要領は、平成 31 年 1 月 4 日から施行する。

（経過措置）

この改正要領の施行の際現に指定業者である者及び新規指定に係る審議を継続中の場合は、第 4 条の 2 の規定は適用しない。

附 則

（施行期日）

この改正要領は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

この改正要領の施行の際現に指定業者である者及び新規指定に係る審議を継続中の場合は、第 4 条の 2 の規定は適用しない。

附 則

この改正要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

項目	規格 A	規格 B
料金	495,000円（税込）	209,000円（税込）
祭壇（設置費用含む）	仏式祭壇又は花祭壇（焼香具含む）	
棺	桐棺（彫刻なし）、棺覆	
仏衣等内容品	仏衣、シーツ、布団、納棺対応含む	
遺体安置	遺体保管施設（霊安室）安置及びドライアイス（必要な場合） 【2日分】	
遺体搬送	寝台車による搬送【病院・安置場所・式場・火葬場の葬儀間を2回まで】（夜間対応を含む20km以内）	
骨壺	骨壺一式（骨壺（白7寸）、桐箱、布覆含む）	
枕飾り	枕飾り一式（線香、ろうそく含む1箱を含む）	
遺影写真	カラー・四つ切サイズ・黒額	
受付事務用品	50名分	
葬儀運営スタッフ	通夜・告別式ともに1名（司会含む）	
火葬場案内スタッフ	1名	
諸手続き代行	葬祭場予約、埋火葬許可証取得	

※提供項目の追加や規格の変更等が必要な場合は、取扱指定店に相談のうえ、実費での追加費用が必要となる。

（令和4年4月1日料金改定）